

# 令和4年第10回守山市農業委員会総会議事録

第10回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年10月11日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第40号～議第45号

議第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第41号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第42号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 50 号～報告第 53 号

報告第 50 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘                      2 川島 忠文                      3 林 茂一

4	石田 達男	5	木村 伊太郎	6	寺田 久重
7	林 善治	8	下村 耕	9	戸田 守晃
10	山本 麻紀代	11	園田 耕三	13	秋山 新治

3 欠席委員は、1名です。

12番 寺田 英子 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 上畠 敏宏

書記 指導員 井上 俊明

農政課 課長 西村 和修

農政課 主任 佐薙 由布紀

## ○局長

本総会は委員総数13名中12名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和4年第10回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 4 年第 10 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、報告案件 4 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 40 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 40 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 40 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 40 号の提案理由の説明といたします。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の賃借料が「2 年目以降 60,945 円」となっていますが、何か理由や根拠があるのですか。

○農政課

はい、この借り受け人は胡蝶蘭の栽培を計画されており、一体の農地全ての借り受けの金額となります。

○議長

それにしても高額ですね。経営が成り立つのですか。

○●番 ●● ●●委員

何か施設があるのですか。

○農政課

元々ハウスがあり、居ぬき物件となります。この借り受け人は全国各地で胡蝶蘭の栽培をされており、この農地を借り受ける話の中、守山に転居されました。金額に関しては双方の同意のもと決定されました。

○●番 ●● ●●委員

元々ある施設は、ガラス温室などの高規格なハウスですか。

○農政課

はい、元々胡蝶蘭を栽培されていた施設となりますので、一定の設備が整っているようですが、改修し再整備されるようです。

○●番 ●● ●●委員

建物や設備込みの賃借料となるのですね。

○農政課

はい。

○議長

特別な理由があるとのことですが、この金額の理由が周囲の農地に影響がないようにお願いします。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第41号と議第42号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第42号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。



○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 41 号および議第 42 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 (第 9 条議案の説明)

議第 41 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定をすることについて、および議第 42 号は農用地利用配分計画(案)について意見聴取をいただくものです。

令和 4 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに貸し付けの希望があった農地についてマッチング調停を得て、権利設定されるものです。

まず、議第 41 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 42 号の「農地中間管理事業に係る農用

地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番 . . . . .

**【議案書にもとづいて、概要を説明】**

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 41 号および議第 42 号の提案理由の説明を終わります。

## ○ 議 長

それでは、まず議第 41 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございませぬので、議第 42 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませぬか。

## ○● 番 ●● ●● 委員

全体を見ますと貸し付け日が、集積計画では「令和 4 年 11 月 1 日」であり、配分計画では「令和 4 年 12 月 10 日」

になっていますが、なぜ違うのでしょうか。

○農政課

農地中間管理事業では、集積計画と配分計画の2段階のシステムになっております。まず、集積計画の決定を受けた後、県が配分計画を認定する形になっておりますのでタイムラグが生じることとなります。

○●番 ●● ●●委員

賃借料は1年間の金額であるので、貸し付け日が12月10日と一年の12分の1となるので、賃借料の支払いはどのようになるのでしょうか、ひと月分の支払いが必要なののでしょうか。

○農政課

実際の賃借料の支払いは来年度からの適用となっております。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

配分計画の3番の案件の農地は貸し付け者から担い手を指定されたのですか。

○農政課 佐藤主事

はい、貸し付けの申し出の際に指名があったようです。

○議 長

配分計画の 7 番 8 番の借り手は認定農家ですか。

○農政課

両者とも新規就農者になります。

○議 長

新規就農者になると「人・農地プラン」に加える必要があると思いますが、いかがですか。

○農政課

8 番の所在地は「人・農地プラン」が実質化されていないので、プランの見直しが必要になります。

○議 長

よろしく申し上げます。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第 41 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議

ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

続いて議第42号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第43号を議題といたします。書記に議件の朗

読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第43号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第43号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は1ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6件でございます。

1番の案件です。(位置図 P1-2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 740平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇ー 〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、

46.1 アール、通作距離は 2.2 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3-4)

〇〇町 〇〇 〇〇番〇 1,246 平方メートルの田です。  
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん  
〇〇歳。譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇  
〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は交換。事由は事由欄に  
記載のとおりです。譲受人の経営面積は、183.6 アール、  
通作距離は 0.8 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 5-6)

〇〇町 〇〇 〇〇番〇 1,064 平方メートルの田です。  
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん  
〇〇歳。譲受人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳です。契約内容は交換。事由は事由欄に記載  
のとおりです。譲受人の経営面積は、52.7 アール、通作距  
離は 0.8 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 7-8)

〇〇町 〇〇〇 〇〇番 456 平方メートルの田です。  
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん

〇〇歳。譲受人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇  
〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に  
記載のとおりです。譲受人の経営面積は、65.5 アール、通  
作距離は 1.5 キロメートルです。

5 番の案件です。(位置図 P 9-10)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 260 平方メートルの田です。  
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇  
〇歳。譲受人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん  
〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のと  
おりです。譲受人の経営面積は、71.5 アール、通作距離は  
2.5 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 11-12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 4,068 平方メートルの田で  
す。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さ  
ん 〇〇歳。譲受人は守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇  
〇〇さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に  
記載のとおりです。譲受人の経営面積は、124.4 アール、  
通作距離は 0.7 キロメートルです。

以上の件につきましては、



農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきま  
しては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適  
用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、

第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であ  
るため該当せず、

第5号の下限面積（50アール）についても、面積要件を  
満たしているため該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませ  
んの許可相当と考えます。

以上で、議第43号の提案理由の説明を終わります。

## ○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状  
況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

田が連坦している区域なので問題はありません。

## ○議 長

続いて、2番から5番の案件を●● ●●委員にお願い  
します。

○●番 ●● ●●委員

2番と3番は、場所を取り違えて耕作されおり、所有者が高齢であるので存命中に解消したい旨を双方がお持ちでした。耕作については家族で耕作されるので問題はありません。

4番は、耕作できないとのことで隣接を耕作されている方に譲られます。

5番は、ご家族で耕作されているので問題は無いと思います、

よろしく、ご審議の程、お願いします。

○議 長

続いて、6番を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

6番は、耕作者である譲り受け人に売買の申し出があったことから、成立したものです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

6番の経営面積が「0.9アール」とあり、今回売買され

る面積が含まれておりませんが、説明をお願いします。

○事務局

はい、経営面積とは「自作」や「借受地」を耕作している面積であり、貸し付けしている面積は含まれません。今回は貸し付けされている農地ですので、含まれておりません。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第 44 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第44号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 44 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は6ページ、位置図は15ページからとなります。

これは、転用を目的とする権利移動を伴はない

案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は1件でございます。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 432 平方メートルおよび〇  
〇町 〇〇 〇〇〇番〇 343 平方メートルの登記地目：  
畑、現況：宅地の2筆です。申請人は、守山市〇〇 〇丁  
目〇番〇〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、申  
請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、

事由は記載のとおりです。

なお備考欄に記載のとおり、申請者が相続された時点で、既に無断転用され宅地として利用されていた是正案件であり、これについては顛末書を提出して貰っています。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第44号の提案理由の説明といたします。

#### ○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地を確認された●● ●

●委員から、確認状況の報告をいただきます。

#### ○●番 ●● ●●委員

局長の説明のとおりであります。相続手続きを進める中、地目が変更されていなかったことから、申請されたものです。隣接地の農地に対する影響は無いものと考えます。

#### ○議 長

続いて、本来の担当者である●● ●●委員から報告が

あればお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○●番 ●● ●●委員

ありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第45号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第45号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第45号につきまして提案理由をご説明申し上げます。議案書は7ページ、位置図は19ページからです。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。(位置図 P19-20)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 408 平方メートルおよび  
〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 10 平方メートル の田の

2筆です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は 栗東市〇〇 〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は資材置場です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

## 2番の案件です。(位置図 P21-22)

この案件については、契約内容は賃貸借で、借人は草津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。事由は埋蔵文化財調査（本掘）です。なお、備考欄に記載のとおり、一時転用の案件で、市民交流ゾーン地区計画区域内です。

また申請地は、全体で23筆2,980.29平方メートルにな



ります。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,239 平方メートルの内 5.90 平方メートルおよび〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 168 平方メートルの内 21.20 平方メートル の田の 2 筆です。貸人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,160 平方メートルの内 19.00 平方メートル の田です。貸人は、守山市〇〇町〇 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 961 平方メートルの内 2.01 平方メートルおよび〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 165 平方メートルの内 18.11 平方メートルの田の 2 筆です。貸人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,084 平方メートルの内 25.91 平方メートルおよび〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,554 平方メートルの内 393.12 平方メートルの田の 2 筆です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,203 平方メートルの内 21.21 平方メートル の田です。貸人は、守山市〇〇町

〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 2,089 平方メートルの内  
43.83 平方メートル の田です。貸人は、守山市〇〇町〇  
〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 931 平方メートルの内 39.30  
平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地  
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番 933 平方メートルの内  
609.32 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇  
〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 961 平方メートルの内  
813.27 平方メートルおよび〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番  
1,129 平方メートルの内 199.72 平方メートルの田の 2 筆で  
す。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん  
〇〇歳、および守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇  
さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,718 平方メートルの内  
内 165.04 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 802 平方メートルの内 124.61  
平方メートルおよび〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 899 平方

メートルの内 229.19 平方メートルの田の 2 筆です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,006 平方メートルの内 107.78 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,087 平方メートルの内 18.02 平方メートルおよび〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 2,228 平方メートルの内 36.47 平方メートルの田の 2 筆です。貸人は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 150 平方メートルの内 16.96 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 925 平方メートルの内 33.04 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,226 平方メートルの内 15.80 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,332 平方メートルの

内 21.48 平方メートルの田です。貸人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

以上 23 筆 2,980.29 平方メートルで、貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりです。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、団地規模がおおむね 10 ha 未満であり、住宅公共施設等が連たんしている区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

### 3 番の案件です。(位置図 P 23-24)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 553 平方メートルの田で、譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 268 平方メートル、および 〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 210 平方メートルの田の 2 筆で、譲渡人は 〇〇町〇番〇〇-〇〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 119 平方メートルの田で、

譲渡人は 大津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇  
- 〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 520 平方メートルの田で、  
譲渡人は 〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。  
合計 5 筆 1,670 平方メートルになります。

譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社 〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり  
りで、契約内容は売買。事由は貸自動車置場（車両置場）  
です。備考欄に記載のとおり、開発事業同意案件に該当し  
ます。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した  
区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道  
で、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設（〇〇医院、  
〇〇〇〇〇〇〇〇医院）があることから、許可相当と考えま  
す。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題  
はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相  
当と考えます。

以上で、議第 45 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番と2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番は、この農地は、長年、耕作放棄された農地です。進入路が狭く耕作に不向きで隣接の川の増水で浸水する農地です。

2番は、文化財の調査の一時的な利用になります。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番は局長より説明のありましたように、近くの自動車修理工場が手狭になったことから、自動車置き場になるものです。

ご審議の程、よろしくをお願いします。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第50号から報告第53号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第50号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

4件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 52 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

8件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

4件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====



## ○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 10 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員